別表第四（第四条関係）

機能ID	中項目	機能名称	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
0320001	4.1 団体内統合宛名	団体内統合宛名番号付番依頼受信機能	・標準準拠システムから送信される団体内統合宛名番号付番依頼を受信できること	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0320021	4.1 団体内統合宛名	団体内統合宛名基本情報更新依頼受信機能	・標準準拠システムから送信される団体内統合宛名基本情報変更依頼、個人番号変更依頼、削除依頼を受信できること	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0320002	4.1 団体内統合宛名	団体内統合宛名番号付番機能	・標準準拠システムから連携される団体内統合宛名基本情報（※）に対し、団体内統合宛名番号を付番できること ・統合宛名フラグ、他業務参照不可フラグの設定ができること。なお、統合宛名フラグは、団体内統合宛名基本情報の連携元システムを問わず常に設定すること ※詳細は「命令第7条第2項に規定する項目定義」に定められた形式、項目等を参照	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0320003	4.1 団体内統合宛名	団体内統合宛名基本情報管理機能	・団体内統合宛名基本情報を団体内統合宛名DBを用いて管理できること ・個人番号の変更による団体内統合宛名基本情報の履歴管理を行えること ・団体内統合宛名基本情報の登録・更新・削除ができること ・統合宛名フラグ、他業務参照不可フラグの設定・解除ができること。なお、統合宛名フラグは、住民記録システムからの更新依頼時は、常に設定すること。住民記録システム以外の基幹業務システムからの更新依頼時は、住民状態が「住登者」以外の場合に限り設定すること	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0320004	4.1 団体内統合宛名	団体内統合宛名基本情報検索機能	・団体内統合宛名DBの団体内統合宛名基本情報を検索できること	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0320008	4.2 中間サーバー連携	中間サーバー連携機能	・情報照会や副本登録など、中間サーバーと必要な連携が行えること（標準準拠システムと中間サーバー間の連携は団体内統合宛名機能を介して行う） ※詳細な連携仕様は、「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書」（地方公共団体情報システム機構）及び「【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）」（地方公共団体情報システム機構）を参照すること。なお、標準準拠システムと団体内統合宛名機能間の連携においては団体内統合宛名番号を宛名番号へ置き換えること ・標準準拠システムが格納した宛名番号をもとに団体内統合宛名番号に変換、もしくは中間サーバー等から受信した団体内統合宛名番号（処理結果メッセージ等に含む）をもとに宛名番号に変換できること ・団体内統合宛名番号から宛名番号への変換する際には、業務IDもしくは独自施策システム等IDと電文内の「送信元システム識別子」により特定すること ・基本4情報を連携する際は、団体内統合宛名機能で所持する情報から、「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書」（地方公共団体情報システム機構）及び「【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）」（地方公共団体情報システム機構）で定められた形式に編集できること	実装必須機能		・宛名番号から団体内統合宛名番号への変換においてエラーが発生した場合、変換が正常終了したレコードについては処理を続行し、エラーが発生したレコードはエラーリストで情報を管理する ・電文レイアウトのメッセージヘッダ、HTTPヘッダ等の情報は基幹業務システムで設定すること	令和8年4月1日
0320027	4.2 中間サーバー連携	中間サーバー連携機能	・宛名番号と団体内統合宛名番号の変換においてエラーが発生したレコードについて、変換エラーのリストを出力できること。	実装必須機能			令和8年4月1日